**申請対象者について**

【表１】中小企業者として本法の対象となる会社及び個人の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主たる事業を営んでいる業種 | | 従業員基準  (常時使用する従業員の数) |
| 製造業、建設業、運輸業その  他の業種(下記以外) | | ５００人以下 |
|  | ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | ９００人以下 |
| 卸売業 | | ４００人以下 |
| サービス業(下記以外) | | ３００人以下 |
|  | ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３００人以下 |
| 旅館業 | ２００人以下 |
| 小売業 | | ３００人以下 |

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表２】中小企業者として本法の対象となる組合及び連合会

|  |  |
| --- | --- |
| 組合及び連合会 | 中小企業者となる要件 |
| 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、  水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 | 特になし |
| 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、鉱工業技術研究組合 | 直接又は間接の構成員の  ２／３以上が中小企業者で  あること |

(注)企業組合及び協業組合も中小企業者として本法の対象となります。

※上記以外の個人・法人について

1. ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）は、会社又は個人ではないため、申請の対象外となります。
2. 医療法人・学校法人等は、それぞれ個別の法律に基づく法人であるが、商法の会社の規定を準用していないことから会社とは言えず、法第２条に規定する中小企業者には該当しないため、申請の対象外となります。なお、個人開業医であっても、医師になるには営利を目的としないことが前提となっているので、対象外となります。
3. 特許業務法人、税理士法人等の士業法人などの個別の法律に基づく法人であり、商法の会社の規定を準用している場合は、新事業活動促進法第２条の中小企業者に該当すれば、申請の対象となり得ます。

**対象者の申請先について**

①個別中小企業者による、または、個別中小企業者が共同で行う申請の場合（注１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 本社（登記）所在地 | 事業場所 | 申請書 |
| ａ社のみ | 和歌山県 | 和歌山県または和歌山県以外で活動 | 和歌山県 |
| ａ、ｂ、ｃ、d社の  共同申請  ａ社が代表の場合 | 和歌山県  (代表ａ社の本社の所在地) | 和歌山県または和歌山県以外で活動 | 和歌山県 |
| ａ、ｂ、ｃ、ｄ社の  共同申請  ａ、ｂ、ｃ社が  代表の場合 | 和歌山県  (代表ａ社、ｂ社、ｃ社の  本社が和歌山県に存在) | 和歌山県または和歌山県以外で活動 | 和歌山県 |
| 和歌山県、Ｂ県、Ｃ県  (代表ａ社、ｂ社、ｃ社の本社がそれぞれ和歌山県、Ｂ県、Ｃ県に存在。但し和歌山県、Ｂ県、Ｃ県が同一の地方局管内) | 和歌山県、Ｂ県、Ｃ県またはそれ以外の県で活動 | 近畿経済産業局 |
| 和歌山県、Ｂ県、Ｃ県  (代表ａ社、ｂ社、ｃ社の本社がそれぞれ和歌山県、Ｂ県、Ｃ県に存在。但し和歌山県、Ｂ県、Ｃ県が同一の地方局の区域を越える場合) | 和歌山県、Ｂ県、Ｃ県またはそれ以外の県で活動 | 中小企業庁 |

②組合等による申請の場合

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者 | 主たる事務所所在地 | 事業場所 | 申請先 |
| １組合等単独の場合  ※次頁（注２）参照 | 和歌山県 | 和歌山県内で活動 | 和歌山県 |
| 和歌山県、Ｂ県で活動 | 近畿経済産業局 |
| 全国 | 中小企業庁 |
| 複数組合等その他共同の場合(代表１名)  (ａ組合等(代表)、ｂ組合等、ｃ社、ｄ社) | 和歌山県  (代表ａ組合等の主たる事務所が和歌山県内に存在) | 代表の組合等が  和歌山県内で活動 | 和歌山県 |
| 代表ａ組合等が、  和歌山県、Ｂ県で活動  (和歌山県、Ｂ県が同一の地方局管内) | 近畿経済産業局 |
| 代表ａ組合等が、  和歌山県、Ｂ県で活動  (和歌山県、Ｂ県が同一の地方局の区域を超える場合) | 中小企業庁 |

(注１)外国関係法人等を含む申請の場合

外国関係法人等は法第２条第１項の中小企業者に該当しないため（法第２条第７項にて定める）、外国関係法人等を含む申請であっても、外国関係法人等を除く中小企業者にて、上記①の申請先に申請することになります。

なお、外国関係法人等と共同して行う場合、申請書の別表１「実施体制」の欄に外国関係法人等の名称および連携して実施する内容に関しての記載を明記すること。

また、外国関係法人等とは、中小企業者、組合等（以下「中小企業者等」という。）がその経営を実質的に支配していると認められる外国法人又は外国の団体であり、具体的には、以下のイ～ヘのいずれかの要件を満たすもの。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 株式等の総数または総額の一定水準 | 役員数の占める一定比率 |
| イ | １００分の５０以上を中小企業者等が所有 | （条件なし） |
| ロ | １００分の４０以上５０未満を中小企業者等が所有 | ２分の１以上を中小企業者等の役員または職員が占める |
| ハ | １００分の２０以上４０未満を中小企業者等が所有かつ筆頭株主 | ２分の１以上を中小企業者等の役員または職員が占める |
| ニ | １００分の５０以上を子会社等または中小企業者等及び子会社等が所有 | （条件なし） |
| ホ | １００分の４０以上５０未満を子会社等または中小企業者等及び子会社等が所有 | ２分の１以上を中小企業者等及びその子会社等の役員又は職員が占める |
| ヘ | １００分の２０以上４０未満を子会社等または中小企業者等及び子会社等が所有、かつ筆頭株主 | ２分の１以上を中小企業者等及びその子会社等の役員又は職員が占める |

　※子会社等とは、子会社（中小企業者等と上記イ、ロ、ハの関係にある者）及び外国子会社（中小企業者等と上記イ、ロ、ハの関係にある外国法人等）をいう。

(注２)単一の組合等の詳細

イ．協業組合、企業組合は単一の中小企業者と同様１組合１社として申請することになります。

ロ．事業協同組合等が構成員を含まない組合本体の共同事業について経営革新計画を作成する場合、組合を１社として扱います。

ハ．事業協同組合等が構成員と共に経営革新計画を作成する場合は、組合自体の計画と参加する構成員の計画（例えば４社参加する場合には４社分）を組合が取りまとめ５社分の総括表を作成して申請することになります。

ニ．事業協同組合等は取りまとめのみで参加するのは構成員のみの場合（例えば４社参加する場合）は、組合が４社分の総括表を作成して申請することになります。